

坂井市立三国病院は、厚生労働大臣の定める施設基準等について以下の届出を行っています。

令和8年6月1日 現在

入院基本料について

1) 急性期一般入院料5 及び 地域包括ケア病棟入院料1

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化

当院では、入院の際に、医師、看護師、その他必要に応じ関係職種が共同して総合的な診療計画を策定し、7日以内に文書により説明を行っております。また、基準に係る院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、適切な意思決定支援に関する指針の定め、身体的拘束最小化の取り組みを行っております。

2) 3階病棟（42床）（急性期一般入院料5）

3階病棟では、1日に11人以上の看護職員（看護師及び准看護師）、4人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は、次のとおりです。また、患者様の負担による付添看護は行っていません。

- ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
看護補助者職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。
- ・ 夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。
看護補助者職員1人当たりの受け持ち数は42人以内です。
- ・ 深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。
看護補助者職員1人当たりの受け持ち数は42人以内です。

3) 4階病棟（55床）（地域包括ケア病棟入院料1）

4階病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）、6人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は、次のとおりです。また、患者様の負担による付添看護は行っていません。

- ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
看護補助者職員1人当たりの受け持ち数は11人以内です。
- ・ 夕方17時～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。
看護補助者職員1人当たりの受け持ち数は42人以内です。
- ・ 深夜1時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。
看護補助者職員1人当たりの受け持ち数は42人以内です。

入院時食事療養費について

入院時食事療養（I）

当院の入院中の食事は、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士が管理する食事を病院で準備し、適時・適温で提供し、十分な栄養指導を行っています。

- ・ 配膳時間 朝食：7時30分 昼食：12時 夕食：18時以降

基本診療料について

電子的診療情報連携体制整備加算1（外来）

継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準（入院料減算免除）

一般病棟入院基本料（急性期一般入院基本料5）

救急医療管理加算

診療録管理体制加算2

急性期看護補助体制加算25対1（看護補助者5割以上）

看護補助体制充実加算1

電子的診療情報連携体制整備加算1（入院）

療養環境加算

栄養サポートチーム加算

医療安全対策加算2

及び 医療安全対策地域連携加算2

感染対策向上加算 2

及び 連携強化加算 及び サーベイランス強化加算

ハイリスク妊娠管理加算

地域支援・医薬品供給対応体制加算1

データ提出加算 2

入退院支援加算 1

認知症ケア加算 3

せん妄ハイリスク患者ケア加算

協力対象施設入所者入院加算

地域包括ケア病棟入院料 1 及び地域包括ケア入院医療管理料 1（地域包括ケア病棟入院料 1）

及び 看護職員配置加算 及び 看護補助・患者ケア体制充実加算3

特掲診療料について

がん患者指導管理料イ

がん患者指導管理料ロ

婦人科特定疾患治療管理料

一般不妊治療管理料

二次性骨折予防継続管理料 1

二次性骨折予防継続管理料 2

二次性骨折予防継続管理料 3

救急外来医学管理料3

救急外来医学管理料の注5に規定する救急時医療情報取得加算

外来腫瘍化学療法診療料 2

がん治療連携指導料

薬剤管理指導料

検査・画像情報提供加算 及び 電子的診療情報評価料

医療機器安全管理料 1

救急患者連携搬送料 2

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

HPV核酸検出 及び HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）

検体検査管理加算Ⅱ

コンタクトレンズ検査料 1

CT撮影及びMRI撮影

外来化学療法加算 2

無菌製剤処理料

リハビリテーションデータ提出加算

脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ

運動器リハビリテーション料Ⅰ

呼吸器リハビリテーション料Ⅰ

がん患者リハビリテーション料

人工腎臓

導入期加算Ⅰ

透析液水質確保加算 及び 慢性維持透析濾過加算

下肢末梢動脈疾患指導管理加算

輸血管理料Ⅱ

保険医療機関間の連携による病理診断（病理診断管理加算Ⅰ）

医科点数表第Ⅱ章第Ⅰ〇部手術の通則のⅠⅥに掲げる手術

看護職員処遇改善評価料ⅣⅡ

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注Ⅴ

入院ベースアップ評価料ⅦⅦ